

平成 30 年度 社会福祉法人阪南市社会福祉協議会事業計画

I. 基本目標

『市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり』

第 3 期阪南市地域福祉推進計画 基本理念より

II. 基本方針

1. はじめに

昨年、改正社会福祉法に対応した社協の組織、事業体制の見直しが求められる中、国では生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しに向けた検討が進められるとともに、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりのあり方が検討されるなど、地域福祉施策がめまぐるしく変化し続けています。

平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律案」として多くの法律見直しが提案され、成立しました。これは「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するための第一弾として位置づけられています。この取り組みを具体化するため、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会」の最終とりまとめが公表され、具体的な実施方策の概要が示されました。

こうしたなか阪南市では、厚生労働省の本モデル事業を受けて、社協に委託されたことにより、社協では昨年度後半から「地域力強化事業」と「地域づくりに向けた協議体、生活支援コーディネーターの設置」と統合して本事業をスタートしています。本年度は、多機関協働による包括的支援体制構築の新たな取り組みを始め、共生の地域づくり推進事業は、いよいよ本格化していきます。

そうした中において、今後大きく変動すると考えられる地域福祉で住民活動や民生委員・児童委員、関係者などの役割とともに地域住民の主体的な取り組みが期待されています。一方、行政や福祉専門職、福祉施設、介護事業者などの役割も重要であり、関係者がいかに協働、連携して進めていけるか重要となります。

阪南市社協は、住民主体の地域福祉活動推進の目標と戦略をもって、関係者と一層の協働を進めていく必要があります。一人ひとりの切実な声を受け止め、誰もが

まちづくり活動に参加できる仕組みをつくり、どんな困難を抱えていても孤立せず、排除されず、一人ひとりの人権が尊重される住民が主体のまちづくりをめざします。校区(地区)福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク事業、市民・ボランティア活動などをより充実・発展させ、住民の主体性を育みつつ、ふだんの暮らしの安心としあわせを実現する共生の地域社会をめざします。そのために地域の活動拠点の確保と整備をめざします。

2. 事業活動の取組みの方向性

- 【1】社協組織の拡充や事務局機能の強化をはかり、法人運営の安定性と透明性を高めます。社協役員・職員が一体となって、市民から一層の信頼を得られる社会福祉協議会経営をめざします。
- 【2】関係施策の変化に対応しつつ、第3期地域福祉推進計画をもとに、より生活に身近な場で、多機能型の「居場所づくり」をすすめます。とりわけ、「こどもの居場所づくり」に取り組むとともに、「他人ごと」から「我が事」の意識を醸成する地域づくりをすすめます。
- 【3】地域の福祉活動を支えるために社会教育や市民活動をはじめとして、環境、防災・防犯また農業など他分野とも積極的に連携します。また、市民・ボランティア、若者、学生などみんなが担い手となる人材の育成に努めます。
- 【4】介護保険制度が改正されるなか、地域包括支援センターは、自立の支援、介護予防の強化と地域包括ケアシステムの深化、推進する中核機関として、地域支え合い会議の展開とともに、地域課題を明確にし、地域づくりと一体的に機能させます。
- 【5】既存のサービスや制度で対応できない制度の狭間の課題に取り組むとともに、第一層の協議体につき、第2層の協議体づくりで「ささいな困りごと」を解決する取り組みをすすめます。介護、子育て、障がい、病気、就労、家計、孤独など暮らしを「丸ごと」支える身近な相談体制づくりやネットワークによる問題解決の仕組みづくりを公民協働ですすめます。

【6】つながりの喪失、社会的孤立や貧困の問題、ゴミ屋敷状態、引きこもりなどに目を向け、関係分野との連携や協働の体制をつくり出しながら問題の解決を図ります。共通の課題を抱える当事者との交流を図り、組織化を進めます。

【7】世代を超えた福祉教育、福祉学習などを展開し、「共に暮らす」を育む福祉文化の創造に努め、市民の主体的な活動参加を進めます。財源の確保は、地域づくりに資する事業の補助金等を柔軟に活用していくことや企業の社会貢献活動等と協働していく観点をもちながら共同募金や寄付金など造成に努めます。

Ⅲ. 事業計画

法人運営事業

【経営基盤の強化】

阪南市社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを目的とする、住民が主体となった唯一の社会福祉法人であることの使命・役割を強く認識し行動することとします。

市民一人ひとりの生命と暮らしを大切にする地域での福祉活動への支援を維持・継続・発展させることを使命とし、そのための組織運営基盤の確立・経営の強化を急がねばなりません。

そのためには、理事会機能の向上、職員体制の確立と専門性の向上、財政運営の適正化、自立性向上を図ります。

また、暮らしを取り巻く変化や市の施策・事業、市民活動の高まりを踏まえ、本会の核である民の要（調整役）として市民からの信頼と支援を拡大するため、地域支え合い活動協力金の発展強化、広報紙「ふくしはんなん」の拡充に取り組みます。合わせて適正な財政基盤が整えるよう市に対しての予算等要望を続けてまいります。

【事業の展開】

1. 定款・諸規程および指針の遵守・徹底
 - (1) 定款・諸規程および指針内容を遵守するための周知・教育
2. 理事会機能の強化および職員体制の強化
 - (1) 各種会議の開催
 - * 理事会、評議員会、三役会議等の開催
 - (2) 担当理事制の導入
 - * 全ての理事に担当事業を割り当て
 - (3) 理事会通信の発行
 - * 理事会での協議内容や決定事項を記載した理事会通信の広報紙「ふくしはんなん」へ掲載
 - (4) 職員体制の強化および専任事務局長設置費の確保
3. 財政の健全経営
 - (1) 経理規程を遵守した会計業務の執行
 - (2) 担当理事・監事・外部専門家によるチェック体制の徹底
4. 会員の支持拡大
 - (1) 組織構成会員の拡充
 - * 新規会員の拡充
 - (2) 地域支え合い活動協力金（賛助会員募集）の発展強化
 - * 事業の周知 PR と賛助会員加入の促進
5. 広報活動の強化
 - (1) 広報紙「ふくしはんなん」の充実・強化

- * 「ふくしはんなん」の定期発行
- * 市民にわかりやすい情報提供・紙面づくり
- (2) ウェブ上での情報発信
 - * ホームページ・ブログ等での本会活動および各相談事業等の紹介
- 6. 役職員の資質向上
 - (1) 各種研修会への参加
 - * 関係する研修会への役職員の参加促進
 - (2) 職員研修の実施
 - (3) 職員会議・担当部署間会議・職員学習会の充実
- 7. 社会福祉施設連絡会の運営
 - (1) 各法人の地域貢献活動等の推進

ボランティアセンター事業

地域における多様な福祉問題に対応するため、ボランティアセンターの運営強化や若年層や地域活動者への福祉教育、新規活動者の開拓を目指します。

また、専門性のあるボランティア養成の場を活用し、必要に応じたボランティア活動を支援すると共に、校区（地区）福祉委員会等の地域に根ざした活動団体とNPO、市民活動団体等が力を合わせ協働できる地域福祉活動を展開します。

【事業の展開】

1. “話し合いのススメ”～様々な人が話し合う機会・場の充実～
 - (1) 運営委員会・コーディネーター連絡会の開催
 - (2) 「ボランティア★ひろば（全体会）」の開催（年1回）
 - (3) 「地域交流館共同情報コーナー（カフェはなてい）」の運営
2. “日常時も災害時にも安心なまち”～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～
 - (1) 災害ボランティアセンターマニュアルの作成に向けた議論
 - (2) 防災カフェ in カフェはなてい
3. “つなぐ、つながる”～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～
 - (1) 登録ボランティアグループ連絡会の開催
 - (2) 第15回ボランティア・市民活動フェスティバルの開催
 - (3) 笑顔でまちづくり交流サロンの実施
 - (4) 公民館、施設、団体、企業との連携
4. “みんなが担い手に”～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～
 - (1) 若年層のボランティア体験として夏休みボランティア DAY の実施
 - (4) 回想法スイートピーと協働した介護予防サロンの開催
 - (5) 「ボランティア★ひろば（出張型）」の開催
5. “出会う・過ごす・活躍する” ～より身近な多機能型の居場所づくり～
 - (1) ひとりひとりの個性が輝く居場所づくりの充実
- 6 “「他人事」から「私事」に”～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～

- (1) プルタブ、入れ歯、古切手などの寄付文化を根ざしていく
- (2) 各小中学校へ出向き夏休みボランティア DAY の事前説明や事業報告の実施
- (3) 小学校、中学校での福祉、ボランティア等に関する出前授業

小地域ネットワーク推進事業

住民が主体となり、誰もが安心安全に住み暮らしあえる地域共生社会づくりを推進します。福祉委員会を中心に、地域の各種団体や事業者・専門職を巻き込みながら、個別訪問活動や誰もが集える居場所づくり等を推進します。また、新たな施策や担い手・行政等との協働のための橋渡しを、コミュニティワーカー(地区担当職員)が住民の側に立ち、支援します。

【事業の柱】

- 福祉委員会運営・活動への支援
- まちなかサロン・まちなかカフェの拡大・発展
- 「ふくしを文化に」プロジェクト（福祉教育等）の推進

【事業の展開】

1. 地域支援の充実

- (1) コミュニティワーカー地区担当制による校区（地区）福祉委員会支援
 - * 校区（地区）福祉委員会の会議・活動への出席
 - * 校区（地区）福祉委員会組織運営および活動への専門支援
 - * 当事者・関係機関団体・事業者・行政等との連絡調整
- (2) 校区（地区）福祉委員会間の連絡調整・情報交換の促進
 - * 市内の校区同士の視察交流の開催
 - * 校区（地区）福祉委員長・事務長合同会議の開催
- (3) まちなかサロン・まちなかカフェの推進
 - * まちなかサロン・カフェネットワーク連絡会の運営
 - * 新規立ち上げや運営の助言と各種支援
 - * サロン・カフェの意義づけと内容の充実（居場所、学習、拠点機能等）
 - * サロン・カフェ推進フォーラム・現地見学会等の開催
 - * サロン・カフェパンフレットの発行と各種情報発信
- (4) 各種研修会・フォーラムの開催
 - * まちなかサロン・カフェ推進フォーラムの開催
 - * 福祉委員会新任役員研修（役員改選時）
- (5) 子育て支援の推進
 - * 身近な地域での子育てサロン活動の推進
 - * 子育て支援スキルアップ研修会
 - * NPO 等団体との協働事業
- (6) 地域包括ケアと地域福祉の一体的推進

- * 市内の CSW 間の連携構築と住民活動等とのつながりづくり
- * 住民活動者と専門機関・事業者・行政等との連携づくり
- * 地域包括支援センターとの連携・協働
- * 地域支えあい会議の運営への参画・協力
- (7) コミュニティワーカー（地区担当）の資質向上
 - * コミュニティワーカーの各種専門研修への参加
 - * 地区担当者会議の定期開催
- 2. 暮らしの安心ダイヤル事業
 - (1) 福祉委員会、民生委員児童委員協議会等との協働による登録・見守り促進
 - (2) 市と連携し、災害時等の安否確認の情報伝達・集約
- 3. e コミュニティプラットフォームを活用した地域福祉活動支援事業
 - (1) 山中溪校区でのモデル事業実施（大阪府社協指定モデル事業）
 - * IT を活用した防災見守り活動の推進
- 4. 「ふくしを文化に」プロジェクトの推進
 - (1) 市民向け講座「社協セミナー」の開催
 - * “福祉”“暮らし”に関する市民に役立つ講座を実施
- 5. 公民協働プロジェクトチームの運営
 - (1) 第3期地域福祉推進計画にもとづく公民協働プロジェクトチームの運営
- 6. 地域福祉推進計画の進捗管理と地域福祉推進連絡協議会の運営
 - (1) 地域福祉推進連絡協議会・地域福祉推進計画作業委員会の開催
 - (2) 第3期地域福祉推進計画の推進と進捗管理
 - (3) 第3期小学校区ふくしのまちづくり計画の推進と進捗管理

当事者組織支援事業

同じ状況にある人同士が集まり、悩みの共有や学習、情報発信をする当事者組織の組織化や運営支援をおこないます。

【事業の展開】

1. 介護者（家族）の会支援
 - (1) 担当者による会運営支援
 - * つどい、介護者リフレッシュバスツアー、介護者だより発行等
 - (2) 運営助成金の交付
2. ひとり暮らし高齢者の会支援
 - (1) 校区（地区）福祉委員会による会運営支援
3. シニア・障がい児(者)いきいき創作展の開催
 - (1) 高齢者や障がい児(者)等の作品展の開催
4. 新たな当事者組織の支援・組織化
 - (1) 障がいのある子を育てる親の居場所「ママ会」支援
 - * 支援学級に子を通わせる親が気軽に集える居場所作り支援

*親が「知ること」「気づくこと」「考えること」が出来る場づくり

日常生活自立支援事業

高齢者の増加、障がい者の地域移行が進む中、判断能力の不十分な方の権利を護り、自立支援を行なう本事業のニーズはますます伸びています。

その中で、本事業の利用相談者にスムーズな相談対応を行うことに加え、本事業での対応が困難なケースについては成年後見制度の利用等につなげていくため、地域包括支援センターや行政等との連携を図っていきます。

また、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスだけでなく、利用者それぞれの生活を支えるべく、各関係機関や地域等とのつながりづくりを進め、地域の中で利用者が暮らし続け、権利が護られるよう努めていきます。

【事業の展開】

1. 日常生活自立支援事業の充実

(1) 適切なサービス利用のための相談・権利擁護

*体制の整備、成年後見・市民後見制度、生活困窮者自立支援事業との連携

(2) 事業の周知

*広報紙「ふくしはんなん」への掲載

(3) 研修会・勉強会への参加

2. 地域の中で暮らし続ける環境づくり

(1) 民生委員、ボランティア等地域住民の協力体制づくり

(2) 利用者の地域の活動・行事への参加推進

福祉資金貸付事業

低所得者等への貸付事業を通し、経済的援助をおこなうことで自立への助けとします。また、相談を通して経済的な問題以外の点にも目を向け、自立支援に結び付けるよう支援します。

また、生活困窮者自立支援機関と密に連携を取りながら支援します。

【事業の展開】

1. 貸付相談の実施

2. 相談しやすい雰囲気づくり

3. 各種貸付制度のホームページ等での周知 PR

地域力強化推進事業

子ども、高齢者、障がい者等の全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざし、市民の身近な圏域で、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めます。

なお、実施にあたり、生活支援コーディネーターの施策と一部統合実施し、一体的・効果的に地域づくりを進める事業実施につとめます。

【事業の展開】

1. 共生の地域づくり本部長・共生の地域づくり推進員の配置

(1) 共生の地域づくり本部長の配置

(2) 共生の地域づくり推進員の配置

- ・生活支援体制整備事業での第2層生活支援コーディネーターと兼務配置

2. 実施事業

(1) 福祉を文化にプロジェクト

市民が福祉課題に関心を持ち、「我が事」として参加し解決できるための福祉をテーマにした学習や意識醸成の機会をつくる。

- ・地域福祉条例（案）の策定
- ・学習会の開催
- ・みんなでニコニコスポーツフェスティバルの開催

小学校での出前授業の実施

(2) 子ども福祉委員の拡充

新たな地域の担い手として、また持続可能なコミュニティづくりのための次世代育成として、子どもが地域福祉活動に参加する仕組みとして「子ども福祉委員」の活動を推進する。

- ・1中学校区での「子ども福祉委員」運営支援
- ・新規小中学校での「子ども福祉委員」立ち上げ支援
- ・子ども福祉委員サミット（仮）の開催

(3) 子どもの居場所プロジェクト

子どもの貧困、社会的孤立など、支援を必要とする子どもを地域ぐるみで支えるための資源作りや関係機関のネットワーク化を実施する。

- ・波太学（学習支援）運営支援
- ・子ども食堂、学習支援等の地域活動の運営支援
- ・子どもの居場所に関するネットワーク会議の開催

(4) 多世代交流サロン

既存のまちなかサロンカフェより幅広い子育て世代や障がい者、引きこもりの人等、様々な世代や対象者が共に集える居場所づくり

- ・共生型サロン「きらきら」の開催・運営支援
- ・多世代交流サロンの立ち上げ支援・運営支援

(5) 地域福祉拠点づくり

地域で様々な住民の交流や集いの場、活動の事務所拠点、相談拠点等、地域福祉を進めるための身近な拠点づくりを空き家等の活用も含め、積極的に進める。

- ・身近な拠点や地域活動での相談の場づくり
- ・新たな地域福祉拠点の確保
- ・拠点を活用した地域福祉活動・まちづくりの推進

(6) 農福連携による地域活性化

住民等による農業支援を通じた要支援者の生きがい支援、地域活性化の取り組みの推進。

- ・おにぎりカフェの実施
- ・農業を切り口にした障がい者や高齢者等の社会参加への支援

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

子ども、高齢者、障がい者等の全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざし、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護を同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進していけるよう取り組みます。

【事業の展開】

1. 相談丸ごとネットワーク推進員の配置

(1) 相談丸ごとネットワーク推進員の配置

- ・民の他職種ネットワークの推進役
- ・4 圏域の CSW の基幹的役割

2. 災害に備えた要援護者支え合い体制の整備

(1) くらしの安心ダイヤル事業の推進

(2) 災害時要援護者見守り推進事業（災害時要援護者支援プラン改訂作業）

3. 相談者等に対する支援の実施

(1) 支援困難なケースや、複合課題を持つ制度の狭間のケースへの同行訪問

4. 相談支援包括化ネットワークの構築

(1) 全世代・全対象をつなぐ民の相談支援包括化ネットワークの構築

5. 市が進める庁内連携推進体制構築への協力

(1) 庁内連携推進会議への参画

6. 新たな社会資源の創出

(1) ゴミ屋敷やひきこもりなどのプロジェクトの構築

7. 地域共生社会の周知

(1) パンフレット作成・配布

生活支援・介護予防サービス協議体運営事業

介護保険制度の改正に伴い配置された協議体の運営と第一層及び第二層生活支援コーディネーターを受託します。実施にあたっては、住民の主体性を尊重し、ニーズや資源の実態を把握して、協議のもと、地域に必要なサービスや住民相互の支え合い活動を創出するよう取り組みます。

【事業の展開】

1. 関係団体のネットワーク化・分野を超えた合意形成・施策化
 - (1) 協議体会議の開催
 - (2) 協議体運営会議の開催
 - (3) 第二層協議体の立ち上げ支援
2. 高齢者等の生活支援・介護予防サービスの資源開発や基盤整備
 - (1) 多様な担い手と地域を知る学習会
 - (2) 阪南市生活援助サービス従事者研修
 - (3) 支え合い活動応援研修
 - (4) 生活の困りごとサポートマップの作成
3. ニーズと活動をマッチング
 - (1) 地域の支援ニーズとサービス提供主体をつなぐ

学校安全緊急対策事業（市受託事業）

小学校・幼稚園に有償ボランティアの受付員（スクールサポーター）を配置することで、校園内への不審者等の侵入を早期発見し、子どもたちの安全確保につながります。

加え、スクールサポーターと子どもたちが活動を通し知り合うことで、地域に戻ってからも世代をこえた継続的な関わりをもつことができます。子どもたちの暮らす地域の中で、関わり合う大人が増えることは、子どもたちが犯罪に巻き込まれにくい地域づくりにつながられ、「地域（の子ども）の安全は地域で守る」の一助としての役割を果たすこととなります。

【事業の展開】

1. スクールサポーターの登録・調整業務
2. スクールサポーター活動者の拡充
 - (1) 本会広報紙「ふくしはんなん」等を活用した活動 PR
3. スクールサポーター連絡会および研修会の開催（年1回）
4. 小学校・幼稚園との連携の強化
5. 不審者等対応の設備整備に向けた検討
6. 活動の場の環境整備に向けた調整

介護予防事業（市受託）

【自立支援・介護予防意識の向上】

生活機能の低下を予防することで自立した日常生活を営むことをめざし、元気でいつまでも生きいきと暮らせるよう地域全体で支援します。校区（地区）福祉委員会と協働して地域性に合わせて実施することで、身近な地域での社会参加を促します。あわせて、認知症予防についても対策を進めます。

【事業の展開】

1. こつこつゆうゆう体操
2. のびのび体操
3. 男性高齢者料理教室
4. 地域回想法教室
5. 歌の健康サロン

善意銀行事業

寄付金窓口としての周知 PR をさらに広げるとともに、有効な活用をおこない、広報紙「ふくしはんなん」紙面での報告を掲載する。

【事業の展開】

1. 善意銀行預託金品の受け取り・払い出し
2. 広報紙「ふくしはんなん」での実績報告

ふれ愛ホーム事業

本会の基本財産に位置付けている地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たすため、事業展開をおこないます。

【事業の展開】

1. 子育て支援の拠点として NPO 法人に場所を提供し、事業を展開します。
2. 本会広報誌等で、積極的にふれ愛ホームでの子育て支援事業の PR をします。

地域交流館事業（市指定管理）

阪南市地域交流館の第 2 期（5 カ年）の指定管理 2 年目となります。地域福祉活動、生涯学習活動・社会教育活動（尾崎公民館）、NPO 等市民公益活動（市民活動センター）のそれぞれの活動と相互に支え合い連携を図る調整役機能として本会が最大限に力を発揮して業務をおこないます。民の要として「学び」から福祉活動、そしてまちづくり活動へという知の循環において、地域福祉の推進をめざすという住民自治への新しいステージに入ります。

【事業の展開】

1. 地域福祉活動と自主的で公益的な活動等の連携に関連する調整業務
(1) 尾崎公民館、市民活動センター、本会による定例連絡会議の開催

- (2) 地域交流館総合情報コーナーの設置・情報の発信
 - * 3団体の情報を一元化した「交流館だより」の発行
 - * ホームページ・ブログでの情報発信
 - (3) 市民向けの地域交流館自主事業の実施
 - * カフェはなていの運営
 - * まちライブラリーの運営
 - * 地域交流館まつりの開催
 - * 石橋画伯（口筆画家）の作品展示
 - * 社協事業を通じた交流館のPR（社協セミナー、V市民活動フェス）
2. 施設管理業務の適正かつ効率的な実施
- (1) 施設および設備の維持管理業務
 - (2) 利用料金および経費等の適正な管理
 - (3) 施設の効果的効率的な運営による経費の縮減
3. 職員の管理・研修体制
- * 内部会議や研修等を活用し、職員の資質向上に努めます。

共同募金協力事業

本会に阪南地区募金会の事務局を置いており、社会福祉法に位置付けられている地域福祉推進の取り組みである共同募金運動に、地域の住民・活動団体等の参加を得ながら、積極的に協力します。

【事業の展開】

1. 赤い羽根共同募金運動への協力
- (1) 一般募金
 - * 戸別、街頭、法人、職域、学校、バッジ
 - * はなていカフェ、阪南市交流館まつり等イベントにおける募金活動
 - * やさしさ募金箱の設置
 - (2) 歳末たすけあい運動
 - * 街頭募金
 - * 地域の福祉団体への配分

各種基金運営事業

地域福祉の推進等を目的とし本会で設置している基金について、基金の造成を進めるとともに、適切な管理のもと、設置趣旨にもとづく運営をおこないます。

【事業の展開】

- 1. 福祉基金の管理と運営
- 2. ボランティア基金の管理と運営

地域包括支援センター事業

【重点項目】

1. 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

高齢者を中心とした児童・障がいを持った方々など全ての住民が住みなれた地域で安心していきいきと健康で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉・保健の専門性を活かしたサービスと阪南市内で活発に取り組まれている住民主体の支え合い活動などと連携しながら、地域全体で支えていく仕組み“地域包括ケアシステム”を深化させていきます。

2. 地域包括支援ネットワークと地域福祉の一体的推進

地域における課題を地域住民と専門職のネットワークで把握・解決する「地域包括支援ネットワーク」と、地域全体の福祉のまちづくりに取り組む「地域福祉」を一体的に推進します。このことにより、住民主体の課題解決力が強化され、地域課題の早期発見、早期対応、居場所や生活支援資源の創出、そして課題そのものを生まない地域づくりを実現させていきます。

【重点事業】

1. 自立支援・介護予防の推進

2. 認知症施策の推進

・認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の推進

・認知症初期集中支援チーム活動の推進

3. 在宅医療と介護連携の推進

4. 地域支え合い会議の推進

【事業の展開】

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

(2) 総合相談支援業務

(3) 権利擁護業務

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(5) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

(6) 認知症対策の推進

(7) 地域支え合い会議の推進

(8) その他、在宅医療・介護連携の推進事業

2. 指定介護予防支援

(1) 介護予防サービス計画の作成

(2) 介護予防ケアマネジメントの作成

3. 介護予防事業への協力

(1) 介護予防教室への勧奨などの協力

4. 任意事業への協力

(1) 介護用品支給事業などへの協力